官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則１－69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成29年５月19日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則１－69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

二　規則第12条第２項の規定に基づき、号俸を調整することについて協議に応ずること。

三　規則第13条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成29年５月19日

人事院公示第11号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年５月19日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第18号⑷中「第５条第２項第９号」を「第５条第２項第10号」に改める。

２　この決定による改正は、平成29年５月19日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４６号

岐阜県関市下有知517番地５　サンビレッジＡ205、前住所岐阜県関市馬場出54番地　シャトーくらち303

債務者　岩田　　学

１　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号

北海道苫小牧市新富町１丁目５番24号　ピース２　103号

債務者　髙橋美千代

１　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６号

秋田県大仙市大曲上大町７番４号、前住所秋田県大仙市大曲花園町14番７号

債務者　武藤　　樹

１　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第６０号

三重県津市長岡町788番地３　サンスマイルＡ－１－１

債務者　井上敬介こと　崔　　敬介

１　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０号

鳥取県鳥取市安長453番地１　エバーグリーン久松山304号、旧住所大分県中津市大字高瀬460番地１

債務者　荒巻　智香

１　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号

愛媛県新居浜市北内町３丁目４番12号

債務者　本田　歌織

１　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２７号

福岡県田川郡川崎町大字田原1633番地の３、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字田原1883番地の４

債務者　師岡　光春

１　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１２号

宮崎県日南市大字平野6265番地２　大洋桜ケ丘コーポ５号

債務者　上田　竹俊

１　決定年月日時　平成29年５月８日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３１号

北海道小樽市銭函１丁目13番２号　コーポ赤坂２Ｆ２号室、前住所北海道小樽市桂岡町３番39号

債務者　後藤　良子

１　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６２号

福井市布施田町第５号22番地１　セジュールグラシア205

債務者　西條　隼人

１　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号

福井市新田本町第１号166番地

債務者　小寺　美緒

１　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係